

仕 様 書

1 件名

文化センター 9 館エレベーター保守委託

2 対象施設

下表及び定期点検一覧のとおり

施設名称	所在地
白糸台文化センター	府中市白糸台 1 丁目 6 0 番地
西府文化センター	府中市西府町 1 丁目 6 0 番地
武蔵台文化センター	府中市武蔵台 2 丁目 2 番地
新町文化センター	府中市新町 1 丁目 6 6 番地
住吉文化センター	府中市住吉町 1 丁目 6 1 番地
是政文化センター	府中市是政 2 丁目 2 0 番地
紅葉丘文化センター	府中市紅葉丘 2 丁目 1 番地
四谷文化センター	府中市四谷 2 丁目 7 5 番地
片町文化センター	府中市片町 2 丁目 1 7 番地

四谷文化センターは令和 8 年 1 2 月に移転予定。上記は旧四谷文化センターの情報を記載している。新四谷文化センターの情報は竣工図等にて確認すること。

3 対象機器及び数量

東芝エレベータ製 ロープ式乗用エレベーター 各 1 基

(1) 共通仕様・装置・機能

- ア 遠隔監視メンテナンス付
- イ 車いす兼用
- ウ 地震時管制運転装置 (P 波リスタート付)
- エ 停電時自動着床装置及び自動復旧運転機能
- オ 戸開走行保護装置 (U C M P)
- カ 火災時管制運転装置
- キ オートアナウンス
- ク トスビームドアセンサー

(2) 個別仕様

施設	型式	製造年	速度 (m / 分)	停止 (階)	定員 / 積載量
白糸台	SP9-C045-4	平成 2 7 年	4 5	4	9 人 / 6 0 0 kg
西府	SP9-C045-3	平成 2 8 年	4 5	3	9 人 / 6 0 0 kg
武蔵台	SP9-C045-3	平成 2 8 年	4 5	3	9 人 / 6 0 0 kg
新町	SP9-C045-3	平成 2 9 年	4 5	3	9 人 / 6 0 0 kg
住吉	SP9-C045-3	平成 2 8 年	4 5	3	9 人 / 6 0 0 kg
是政	SP9-C045-3	平成 2 8 年	4 5	3	9 人 / 6 0 0 kg
紅葉丘	SP9-C045-3	平成 2 9 年	4 5	3	9 人 / 6 0 0 kg
四谷					
片町	SP11-C045-4	平成 2 7 年	4 5	4	1 1 人 / 7 5 0 kg

四谷文化センターは令和 8 年 1 2 月に移転予定。(移転後の設置状況は、しゅん功図等により確認すること。)

4 業務内容

本業務はフルメンテナンス契約とし、保守項目は次のとおりとする。作業日時については、事前に各文化センター所長の了承を得ること。

(1) 定期検査

年 1 回、建築基準法第 1 2 条に基づく定期検査を実施し、報告書を提出すること。

(2) 月次点検及び修理・交換

月 1 回、技術員を派遣し、エレベーターの各部機構の全般的な点検、清掃、給油及び調整を実施し、必要に応じて機器並びに付属部品の修理又は交換を行うこと。点検項目は (3) のとおりとする。

ただし、受託者の費用負担による電話回線を介した遠隔点検装置をエレベーターに設置し、(4) の項目を月 1 回以上点検する場合は、技術員の派遣による点検を 3 か月に 1 回の頻度で実施する。

(3) 月次点検項目

- ア 運転状態 (戸開閉状態、走行状態、オペレーション)
- イ 機械室 (環境、制御盤、巻上機電動機、ブレーキ、調速機、階床選択機、発電機、電動機、ポンプ、油圧ユニット、圧力配管)
- ウ かご (かご室、かご戸、かご上、かご下)
- エ 昇降路 (昇降路用品、つり合いおもり、ピット、制御盤、巻上機、ブレーキ、調速機、油圧ジャッキ、電動機、ポンプ、油圧ユニット、圧力配管)
- オ 出入口 (乗場、乗場戸)

(4) 遠隔点検項目

技術員を派遣する月次点検を 3 か月に 1 回の頻度で実施する場合は、受託者が費用を負担する 2 4 時間体制の遠隔点検装置により、次の項目を月 1 回以上点検すること。

- ア 制御盤付近の温度
- イ 電動機、ブレーキ及び制御機器の動作状態
- ウ かごの走行及び着床状態
- エ 呼びボタンの動作状態
- オ 戸の開閉状態及び開閉速度
- カ 戸閉め安全装置の動作状態
- キ かご戸及び乗場戸スイッチの動作状態
- ク インターホン（トスコール）の動作状態
- ケ かご内照明の点灯状態及びかご内停電灯の動作状態
- コ 荷重検出装置の動作状態
- サ 昇降路リミットスイッチ及び安全スイッチの動作状態
- シ ピット環境

(5) 故障等対応

遠隔点検実施の有無にかかわらず、異常状態又は故障・破損等が生じた場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処置を行うこと。

5 その他

本業務に関しては、各昇降機の製造メーカー（各メーカー系列のメンテナンス事業者を含む。）へ再委託し、各メーカーの標準的なメンテナンス契約を適用する扱いを原則とする。

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。